

日本計量生物学会 会則

[総則]

第1条 本会は日本計量生物学会と称し、英文名はThe Biometric Society of Japanと称する。

第2条 本会は国際計量生物学会（The International Biometric Society、以降IBSと略記）の日本支部を兼ねる。

第3条 本学会の事務局を、財団法人 統計情報研究開発センター内（〒107-0062 東京都港区 南青山6-3-9 大和ビル2F）におく。

[目的及び事業]

第4条 本会は、生物学、医学、農学、その他の関連分野における科学的研究を計量的・数学的・統計的方法を用いて推進するとともに、その研究の普及、研究者相互の交流を促進し、かつ外国の研究団体との連絡を図ることを目的とする。

第5条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 研究発表会・講演会・シンポジウムなどの開催
- (2) 会誌・図書および資料の刊行
- (3) 国内外の関連学会との連絡および協力
- (4) 研究の奨励、研究業績および功績の表彰
- (5) その他前条の目的を達成するために必要な事業

[会員]

第6条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員 計量生物学の研究または実施に従事もしくはそれに関心を有する者
 - (2) 学生会員 大学・大学院の学生もしくはこれに準ずる者
 - (3) 賛助会員 本会の目的に賛同し、その事業を援助する者または団体
 - (4) 名誉会員 本会の発展に多大な貢献をした者で、別途定める細則によって評議員会において推薦され、総会において承認された者
- なお、正会員、学生会員あるいは名誉会員はIBSの会員となることができる。以降これを国際会員という。

第7条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きに従って入会を申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

第8条 会員は、総会の議決を経て別に定める年会費を所定の期日までに納入しなければならない。

- 2 本会の名誉会員は会費を納めることを要しない。ただし、国際会員は別に定める会費を納入しなくてはならない。
- 3 既納の年会費はいかなる事由があってもこれを返還しない。

第9条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会が刊行する会誌および資料の配布を受けること
- (2) 本会の行う事業の通知を受け、これらに参加すること
- (3) 会則及び別に定める規則により、本会役員の選挙権および被選挙権を有すること
- (4) 国際会員はIBSの会員としてのすべての権利を有すること

第10条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 死亡、失踪宣告もしくは法人である会員が解散したとき
- (3) 除名

第11条 会員で退会しようとする者は、理由を付して退会届を提出し、理事会の承認を受けるものとする。

第12条 会員が次の号の一つに該当するときは、理事会の議決により会長が除名することができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけまたは本会の目的に反する行為のあったとき

[役員]

第13条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事16名以内（うち会長1名）
- (2) 監事2名

第14条 役員は別に細則の定めるところにより正会員の中から選出し総会の承認を受けるものとする。理事および監事は互いに兼任することはできない。

第15条 会長は本会を総理し、本会を代表する。

2 会長に事故あるときまたは欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

第16条 理事は理事会を組織し、この会則に定めるもののほか、総会の決議事項以外の事項を決議し執行する。

第17条 監事は、本会の業務および財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

- (1) 本会の財産の状況を監査すること
- (2) 理事の業務執行の状況を監査すること
- (3) 財産の状況または業務の執行について不正の事実を発見したときは、これを総会または理事会に報告すること
- (4) 前号の報告をするため必要あるときは理事会または総会を招集すること

第18条 本会に40名の評議員を置く。

第19条 評議員は、別に細則に定めるところにより会員の中から選任する。

第20条 評議員は評議員会を組織し、理事会の諮問に応じ本会の運営に関する重要事項を評議する。

第21条 役員および評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、会長は連続して2期4年を超えることはできない。

2 役員もしくは評議員に欠員を生じたときは、理事会の議決により後任を補充することができる。

3 補充された役員もしくは評議員の任期は前任者の残任期間とする。

4 役員および評議員は、その任期満了後でも後任者が就任するまではなおその職務を行う。

[会議]

第22条 本会の会議は総会、評議員会および理事会とする。

第23条 総会は通常総会と臨時総会とし、会長がこれらを招集する。総会は正会員・学生会員・名誉会員および賛助会員のなかの個人会員をもって組織する。

第24条 臨時総会は評議員会、理事会または監事が必要と認めたとき、会長が招集する。また、会長は正会員の10分の1以上から会議に付議すべき事項を記載した書面による請求があったときは、請求があった日から30日以内にこれを招集しなければならない。

第25条 通常総会を招集するには、少なくとも4週間以前に会議の目的である事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知しなくてはならない。

第26条 総会は正会員、名誉会員の5分の1以上が出席しなければならない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者または表決を委任した者は出席者とみなす。

第27条 通常総会の議長は会長とし、臨時総会の議長は出席者の互選によって定める。

第28条 総会の議決は、この会則に特段の定めがある場合のほか、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第29条 総会は、この会則で定めるもののほか、次の事項について議決する。

- (1) 事業計画および収支予算についての事項
- (2) 事業報告および収支決算についての事項
- (3) 役員を選任報告に関する事項
- (4) 学会賞受賞者の決定に関する事項
- (5) 名誉会員の選定に関する事項
- (6) 会費の変更
- (7) そのほか本会の運営に関する重要な事項

第30条 評議員会は、年1回以上開く通常評議員会および必要がある場合に随時開く臨時評議員会から成り、会長がこれらを招集する。また、評議員の3分の1以上から議案を添えて評議員会招集の要求があった場合には、会長は30日以内にこれを招集しなければならない。

第31条 評議員会の議長は、出席評議員の互選によって定める。

第32条 評議員会は評議員現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者または表決を委任した者は出席者とみなす。

第33条 評議員会の議事は、この会則に特段の定めがある場合を除き、出席評議員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第34条 次の事項は評議員会において議決する。

- (1) 1名の会長候補、その他の10名の理事および2名の監事の選出
- (2) 総会に付議する事項
- (3) 総会から委託された事項
- (4) 理事会から委託された事項

第35条 理事会は理事をもって組織し、会長が招集する。また、理事現在数の2分の1

以上から会議の目的たる事項を示して理事会の召集を請求された場合には、30日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は会長とする。

第36条 理事会は理事現在数の2分の1以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面をもって意思を表示した者または表決を委任した者は出席者とみなす。

第37条 理事会の議事は、この会則に特段の定めがある場合を除き、出席理事の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

第38条 理事会は、下記の事項について審議し、議決する。

- (1) 総会もしくは評議員会の議決に基づく会務の執行に関する事項
- (2) その他会長が必要と認めた事項

第39条 本会のすべての会議には議事録を作成し、事務所において保存する。

第40条 本会の会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第41条 この会則は、理事会および総会において各々の4分の3以上の議決を経なければ変更することができない。

第42条 本学会の解散は、理事会および総会において各々の4分の3以上の議決を経なければできない。

第43条 本会則の施行に関する細則は、理事会の議決を経て別に定める。

[附則]

第1条 本会則は2004年5月27日より施行する。

日本計量生物学会細則

第1条 本会の名誉会員は、原則として功労賞を受賞した者とする。

[会費]

第2条 会員の会費年額は会則第5条の種別により次のとおりとし、当該年度の1月末日までに納入しなければならない。

正会員 6,000円

学生会員 4,500円

賛助会員 1口10,000円3口以上

2 名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 国際会員は上記金額に別途定めるIBSの送金分を上乗せした額とする。

第3条 評議員および役員の選出方法は以下のとおりとする。

(1) 評議員 全国を東日本と西日本に分け、20名ずつ計40名を選挙により正会員および名誉会員の中から選出する。選挙権を有する者は本会の正会員および名誉会員とする。

(2) 会長 評議員会において、互選により1名の会長候補者を選出し、正会員および名誉会員による選挙による信任を経て選出する。

(3) 理事 会長候補以外の理事のうち10名は、評議員会において評議員の正会員の中から選挙／協議により選出する。残りの5名については、会長が正会員の中から指名する。名誉会員は理事になれない。なお、IBSのcouncil memberは本学会の理事に就任する。

(4) 監事 評議員会が理事以外の評議員の正会員の中から選挙／協議により選出する。名誉会員は監事になれない。

(5) 選挙は、選挙管理委員会を設置しその管理下で実施する。

(6) 選挙方法等は、選挙管理委員会内規として別に定める。

第4条 理事の会務分担は理事会での話し合いによるものとする。

2 会長、庶務担当理事、会計担当理事は、それぞれIBS日本支部のPresident、Secretary、Treasurerとなる。

第5条 学会からの表彰制度として、次の3種類の賞をおく。

(1) 日本計量生物学会賞：顕著な研究成果を発表した学会員に対する賞

(2) 奨励賞：40歳未満の学会員を対象とした賞

(3) 功労賞：本学会への貢献が大きかった学会員に対する賞

上記の何れの賞も個人を対象とするもので、1人あたり生涯にわたる各賞の受賞数をたかだか1回とする。

第6条 学会賞候補の選定のために、会長、学会誌編集担当理事および学会賞担当理事、および会長が指名する会員若干名で構成される学会賞選定委員会を設け、候補者の推

薦作業を行う。各賞の選定は以下のとおりである。

(1) 学会賞 優れた原著、総説、著書を発表した正会員を対象に、学会賞選定委員会への自薦・他薦により、毎年たかだか1名を選出し、理事会での承認を得る。

(2) 奨励賞 日本計量生物学会誌、Biometrics、Journal of Agricultural, Biological, and Environmental Statistics (JABES) に掲載された論文の著者（単著でなくても第1著者かそれに準ずる者）で原則として40歳未満の本学会の正会員または学生会員を対象に、毎年1名以上を学会賞選定

委員会により選出し、理事会での承認を得る。

- (3) 功労賞 会長経験者またはそれに準ずる学会活動を行った者、顕著な研究成果を挙げた者、顕著な教育実績を挙げた者を受賞の対象者とし、学会賞選定委員会により候補者を選出した後、理事会での協議のうえ総会でその承認を行う。なお、本賞については毎年の受賞者数に制限を設けないものとする。

補足

1. 評議員選挙における西日本と東日本の定義を以下のとおりとする。東日本とは、新潟県、長野県、静岡県およびそれらよりも以東の都道県に属する日本の地域であり、西日本とは、それ以外の日本の地域である。

学会賞選定に関する内規

- (1) 学会賞と奨励賞に対する賞金は、前者を10万円、後者を5万円とする。
- (2) 学会賞候補者の選定においては、学会賞選定委員会への学会員による自薦・他薦を毎年12月までに行い、その中から毎年たかだか1名を選出する。対象となる論文(原著、総説)・著書の出版時期は、10年程度以内とする。
- (3) 奨励賞の対象とする論文は、選定委員会が開催される時期に出版されている最新号から2、3年前までに掲載されたものとする。

日本計量生物学会選挙管理委員会内規

[評議員の選出]

1. 評議員選出のための選挙管理委員会(以下、委員会)は、理事会が正会員および名誉会員の中から委嘱する委員長1名、委員1名により構成される。
2. 委員会は、選挙日程(投票締切日、開票日など)、選挙人および被選挙人の資格条件等を決定し、有資格の正会員および名誉会員に告示し、選挙を実行する。
3. 投票は、郵送による無記名投票とし、委員会が決めた投票用紙により、投票者の現住所が属する地区(東日本地区または西日本地区)と同じ地区を現住所とする3名を選出し投票する。
4. つぎの投票は無効とする。
 - (1) 所定の用紙以外による投票
 - (2) 差出人(投票者)の現住所の所属地区と異なる現住所の所属地区を有する被選挙人への名を記した投票
 - (3) 差出人(投票者)の名を記した投票
5. 投票用紙の送付に際しては、以下の事項を含む文書を選挙人の便に供するため添付する。
 - (1) 選挙人および被選挙人の資格、現住所の所属地区、投票日の郵送先、投票締切日、投票の有効性などの概要
 - (2) 被選挙人の名簿(氏名、現住所の県名およびその所属地区番号が記されていること)
 - (3) その他、委員会が必要と認める事項
6. 開票作業は、選挙管理委員会が行う。
7. 当選人の決定は、以下の規則に従うものとする。
 - (1) 各地区別に有効投票の最多数の得票者から順に上位20名ずつを当選人とする。
 - (2) 当落の境界に同数の得票者があり、定数を超えるときは、理事会が抽選で選ぶ。
 - (3) 当選人の決定に関して疑義が生じた場合は、その都度委員会において決定する。
8. 開票後、委員会は当選人に当選の旨をすみやかに通知する。また、委員長は、理事会に対して以下の報告書を提出する。

- (1) 投票締切日、開票日時および場所
 - (2) 有効者総数、有効投票人数、無効投票人数、有効記名数
 - (3) 当選人の氏名、得票数の一覧表
9. 委員会の任務は、会長の新任投票の開票と結果の通知を持って終了とする。

日本計量生物学会役員および評議員の選出に関する細則

1. 本会の役員の選出および委嘱等は会則の他、この細則の定めるところによる。
2. 評議員の選挙人と被選挙人は、選挙年の8月1日現在、正会員および名誉会員である者に限る。
3. 選挙方法等は、選挙管理委員会内規として別に定める。
4. 会長候補、庶務担当理事、会計担当理事の選出は、評議員選挙後の第1回評議員会で行う。
 - (1) 会長候補については、互選により1名を選出する。
 - (2) 会長候補以外の理事のうち10名については、出席評議員（委任状提出者も含む）による選挙／協議により評議員の正会員の中から選出する。その他の5名の理事については、会長が正会員の中から指名する。
 - (3) 監事については、評議員会が理事以外の評議員の正会員の中から選挙／協議により選出する。
 - (4) 名誉会員は、理事および監事にはなれない。
5. 各種委員会の委員は、理事会において委員長を理事の中から委嘱し、他は正会員および名誉会員の中から選考し、委嘱する。
 6. 役員に選出されたものは、原則として就任を辞退できない。